

児童相談所の体制強化・整備に係る地方財政措置について

1. 児童相談所の体制強化に係る地方財政措置

- 平成28年4月に決定された「児童相談所強化プラン」に基づき、児童相談所の職員配置に係る地方交付税措置を拡充。

【標準的な県(人口170万人)における児童相談所のケース】

	児童福祉司	うちスーパーバイザー(※)	児童心理司	保健師
H27	36人	—	—	—
H28	39人	7人	15人	3人
H29	41人	7人	17人	3人
H30	42人	7人	18人	3人

※ 他の児童福祉司が職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司

2. 児童相談所の整備に係る地方財政措置

- 中核市及び特別区についても、県と同様の地方財政措置

施設整備事業(一般財源化分) (充当率100%、交付税措置(事業費補正)70%)	一般単独事業債(充当率75%)	一般財源 (25%)
---	-----------------	---------------

※ 一般財源化前の国庫補助金に準じた財政措置